(iv)　貸出条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（(i)から(iii)までに掲げるものを除く。）をいう。(3)及び次条第一号ハ(2)(iv)において同じ。）

(v)　正常債権（債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(i)から(iv)までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。(3)及び次条第一号ハ(2)(v)において同じ。）

(3)　元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにこれらの合計額並びに正常債権に該当するものの額

(4)～(8)　（略）

ヘ　（略）

二　法第十条第一項第十号の事業を行う組合（前号に掲げる組合を除く。）　次に掲げる事項

イ～ホ　（略）

ヘ　組合の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

(1)　貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書

(2)　組合の有する債権（別紙様式第四号(1)中の貸借対照表の貸付金、その他資産中の未収利息及び仮払金の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。次条第二号ハにおいて同じ。）をいう。）のうち次に掲げるものの額及び(i)から(iv)までに掲げるものの合計額

(i)　破産更生債権及びこれらに準ずる債権（破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。次条第二号ハ(2)(i)において同じ。）

(ii)　危険債権（債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（(i)に掲げるものを除く。）をいう。次条第二号ハ(2)(ii)において同じ。）

(iii)　三月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金(i)及び(ii)に掲げるものを除く。）をいう。次条第二号ハ(2)(iii)において同じ。）

(iv)　貸付条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（(i)から(iii)までに掲げるものを除く。）をいう。次条第二号ハ(2)(iv)において同じ。）

(v)　正常債権（債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(i)から(iv)までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。次条第二号ハ(2)(v)において同じ。）

(iv)　貸出条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（(i)から(iii)までに掲げるものを除く。）をいう。(3)及び次条第一号ハ(2)(iv)において同じ。）に該当する貸出金

（新設）

(3)　元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、三カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額

(4)～(8)　（略）

ヘ　（略）

二　法第十条第一項第十号の事業を行う組合（前号に掲げる組合を除く。）　次に掲げる事項

イ～ホ　（略）

ヘ　組合の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

(1)　貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書

(2)　貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

(i)　破綻先債権（元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。(ii)において「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令第九十六条第一項第三号イからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをいう。次条第二号ハ(2)(i)において同じ。）に該当する貸付金

(ii)　延滞債権（未収利息不計上貸付金であって、(i)に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものをいう。次条第二号ハ(2)(ii)において同じ。）に該当する貸付金

(iii)　三カ月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金(i)及び(ii)に掲げるものを除く。）をいう。次条第二号ハ(2)(iii)において同じ。）に該当する貸付金

(iv)　貸付条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（(i)から(iii)までに掲げるものを除く。）をいう。次条第二号ハ(2)(iv)において同じ。）に該当する貸付金

（新設）